

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
停職3月	市立小学校 教諭 (37歳)	令和8年4月14日(火)午後6時過ぎ、一人で前を歩いていた面識のない制服姿の女子生徒の足を撮影しようと、スマートフォンの無音カメラアプリで女子生徒の後ろ姿を複数枚、撮影したものを。 警察の事情聴取で上記事実を認め、同年7月8日(水)、大阪府迷惑防止条例違反で書類送検された。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当

※被処分者は、処分日付けで依願退職した。

2 処分日

令和8年7月10日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
----------------------------	--